

## 人材紹介サービス活用委託業務に係る公募要領

この要領は、人材紹介サービス活用委託業務に係る企画提案募集（公募型プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### 1 趣 旨

少子高齢化等により労働人口が減少する中、多くの行政課題に対応していくためには、本県においても多様な方法を用い、高い能力を有する職員を積極的に採用していく必要があることから、特に「公衆衛生医師（医師免許を有する者）」、「獣医師（獣医師免許を有する者）」、「建築（一級建築士免許を有する者）」及び「技術士（建設部門）（技術士（建設部門）の資格を有する者）」については、年間を通じて随時募集を行い、現在、人材紹介サービス（成果報酬型）を活用した採用にも取り組んでおり、今後、有用な人材紹介会社に対して、広く求人情報を周知することで一層の人材獲得を進める。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案募集（公募型プロポーザル方式）により受託事業者を選定し業務を委託することとし、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名  
人材紹介サービス活用委託業務
- (2) 業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 予算上限額  
1,331千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 公募期間

令和8年3月23日（月）～令和8年4月6日（月）17時（期限必着）

### 4 企画提案の参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8～10年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること（又は、応募時点で参加資格審査申請書を提出済みであり、令和8年4月下旬までに登録される予定であること。）

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 公募期間締切日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

## 5 企画提案への参加方法

### (1) 提出書類

持参又は郵送（締切日必着）により企画提案書等を提出すること。また、下記②については、電子メールでも提出すること。

①参加申込書（様式1） 1部

②提案書（様式自由） 7部、電子データ（PDF形式）

A4判用紙、片面を1ページとして提案書には最低限、次の事項を記載すること。

ア 公募参加者の概要（設立日、資本金、従業員数）

イ 業務に係る提案書

ウ 業務に係る実施スケジュール

③見積書（様式2） 1部

見積上限額は1,331千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### (2) 提出先

下記「11 問合せ・提出先」に提出すること。

### (3) 提出期限

令和8年4月6日（月）17時まで（郵送の場合は必着）

## 6 選定方法

- (1) 提出された提案書について、書類審査を実施し、最も高得点の者を契約候補者とする。ただし、いずれの者も得点が一定水準に達しない場合は契約候補者として選定しない。
- (2) 審査において必要と認められる場合には企画提案参加者からヒアリングを実施することがある。
- (3) 審査においては、資料「人材紹介サービス活用委託業務の企画提案に係る審査実施要領」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

- ①参加資格を満たさないことが判明したとき
- ②見積額が、見積上限額を超えるとき
- ③その他、公募参加者を調達先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき

## 7 選定結果の通知

選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

- (1) 通知日：令和8年4月下旬～5月上旬に通知予定
- (2) 方法：文書で各提案者に通知

## 8 契約方法

- (1) 契約にあたっては、選定された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、選定された契約候補者と提案内容に沿って内容を協議し、合意に至った内容について契約を締結する。その際、協議結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となる者を契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- (3) 契約にあたっては、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条の規定による契約保証金を徴する。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

## 9 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 10 その他

- (1) 応募に係る費用は公募参加者の負担とする。
- (2) 応募は1者につき1提案とする。
- (3) 提出された提案書等については返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。
- (5) 提出された提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (6) 愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (7) 提出された提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (9) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (10) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (11) 書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のため、追加資料の提出を求める場合がある。
- (12) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

## 11 問合せ・提出先

愛媛県総務部総務管理局人事課

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話：089-912-2176（直通）

メール：jinji@pref.ehime.lg.jp